

下 総 第 8 4 8 号
令和8年(2026年)6月29日

下関市監査委員	今 井 弘 文	様
同	山 元	浩 様
同	戸 澤 昭 夫	様
同	井 川 典 子	様

下関市長 前田 晋太郎

出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する報告
に係る措置の通知について

平成30年1月4日付け監査報告第1号により提出のありました出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 豊田総合支所建設農林課 〕

【出資団体（有限会社豊田あぐりサービス）に関する事項】

(ア) 平成28年1月29日開催の定期監査委員会の指摘事項でもあるが、豊田あぐりサービス（以下「出資団体」という。）は、市から自主事業の承諾を受け、指定管理施設を使用し収入を得ているが、当該施設の使用手続を行っていなかった。自主事業で当該施設を使用する場合は、指定管理者ではない一団体となるため、施設の使用許可が必要である。関係法令等に基づき、早急に適正な事務処理を行われたい。

(改善措置状況)

指定管理者が自主事業を行う場合は、自主事業ごとに施設の設置目的との整合性や業務・事業の整合性を検証した自主事業説明シートを添付した自主事業計画書を提出させ、自主事業の内容を審査し、その性質により以下のとおり整理した上で、然るべき手続を行うように改善しました。

- (1) 各施設の設置条例に規定する事業や業務と目的又は性質が同等な事業として市が認める自主事業については、当該自主事業による施設の使用承諾の手続を行います。
- (2) 指定管理者が利用者の人格として、各施設の設置条例に基づき施設を使用する自主事業については、各設置条例に基づく使用許可の手続を行います。
- (3) 各設置条例の設置目的とは別に施設を使用する自主事業については、地方自治法に基づく行政財産の使用許可（目的外使用許可）の手続を行います。

【所管課（豊田総合支所農林課）に関する事項】

(ア) 基本協定書により、指定管理者に貸与している物品の中には、指定管理業務として使用するのではなく、自主事業又は出資法人の独自事業として使用する物品が含まれている。平成28年度には、公で使用するものでなく、自主事業のみで使用する物品を市の負担で更新している事例が見受けられた。自主事業として収益をあげるために使用するものであることから、出資法人が負担すべきものと思料されるため、基本協定書の別表2リスク分担表

において明確に規定する等の見直しについて検討されたい。

(改善措置状況)

豊田農業公園内の各施設に市が設置している設備機器等の物品は、設置条例に規定する設置目的達成のための事業や業務を全うするために必要なものと認識しており、指定管理者が自主事業のみで設備機器の全部又は一部を使用していたとしても、経年劣化等による設備機器等の物品の更新に当たっては、原則市が調達すべきものと考えています。

このため、今後も、経年劣化等による設備機器等の物品の更新に当たっては、本施設としての必要性について個別に検討したうえで、指定管理者とも協議し、市として更新するか否かを決定していきます。

以上